

「みえ森と緑の県民税」プロモーション動画制作委託業務  
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

三重県では、平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めてきた。

また、本県民税による事業成果や事業効果の周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について県民の理解を深めていく必要があることから、これまでもチラシやポスター、啓発物品等を活用した普及啓発に取り組んできた。

しかし、県民を対象としたアンケート調査において、本県民税の認知度は25%程度にとどまり、十分とは言い難い状況が続いているため、新たな手法を用いて幅広い県民を対象に普及啓発に取り組む必要がある。

よって、本業では、新たにプロモーション動画を制作し、効果的な媒体を活用した広告配信を行うことで、広く県民に本県民税の周知することを目的とする。

2 業務の内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名 「みえ森と緑の県民税」プロモーション動画制作委託業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで
- (3) 仕様 別紙『「みえ森と緑の県民税」プロモーション動画制作委託業務仕様書』のとおり

3 契約上限金額 3,300,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要綱により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、令和3年10月26日（火）正午までに担当部局あてに、企画提案資料を提出すること。

## 7 提出を求める企画提案資料の内容

### (1) 企画提案書

#### (i) 様式、部数

様式は日本産業企画のA4版（15項以内）、長編とじとし、提出部数は8部（正本1部、写し7部）とする。

#### (ii) 内容

提案書には下記を含めて、できるだけ詳しく記載すること。

- ・県内納税者を対象とし、周知プロモーション動画にふさわしい内容を提案すること。
- ・動画の内容について、選定したコンテンツの絵コンテ等を用いて動画全体のストーリーを提案すること。
- ・制作できる動画本数、再生時間、画質、想定データ量等の仕様について、可能な限り記載すること。
- ・本委託業務の実施計画（仕様書に記載の提案事項及び委託業務全体スケジュール、事業実施の体制等）を明記すること。
- ・撮影体制及び出演者等について可能な限り記載すること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況に鑑みて、感染防止対策や移動制限が出された時の対応等、動画制作にかかる工夫について可能な限り記載すること。
- ・制作した動画の配信方法や、時期・期間などの具体的な提案を記載すること。
- ・過去に実施した類似事業の実績があれば、視聴できるウェブサイト等のURL及び動画の内容を記載すること。
- ・その他、契約額の範囲内で、本事業目的の達成につながる魅力的な追加提案があれば記載すること。

### (2) 見積書 8部（正本1部、写し7部）

記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一

式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）とすること。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

- (3) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- (4) 提案事業者の概要書 8部  
提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。
- (5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

## 8 提出方法

- (1) 提出期限  
令和3年10月26日（火）正午 締切（必着）
- (2) 提出場所  
〒514-8570  
三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部 みどり共生推進課
- (3) 提出方法
  - ・受取確認が可能な郵便や宅配便等による送付、上記提出場所への持参に限る
  - ・メール及びファクシミリでの提出は出来ない。
  - ・企画提案書を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

## 9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヵ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヵ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にとっては、「三重県財務会

## 計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

※（１）、（２）にあつては新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX 又はメール可）してください。

### 10 最優秀企画提案の選定・評価方法

#### （１） 選定方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について「みえ森と緑の県民税プロモーション動画制作委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が書類審査及びヒアリングを実施し、評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

#### （２） 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

##### ① 的確性（比重配分×２）

・企画提案の内容は、業務の目的を理解し、仕様書に定める要件を全て満たしたうえで、目的達成のために効果的な手法及び内容が、具体的に提案されているか。

##### ② 有効性（比重配分×３）

・提案内容は、みえ森と緑の県民税の趣旨を踏まえた上で、その必要性を広く県民に説明得るものとなっているか。  
・作成した動画の配信方法は、広く県民の目に触れる方法となっているか。

##### ③ 委託実施体制

・委託業務を行ううえで適切な実施体制・スケジュールが提案されているか。  
・新型コロナウイルス感染状況に応じた実施体制、対策が提案されているか。

##### ④ 経済的合理性

・見積額及び積算内訳・根拠は適切か。  
・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

#### （３） 企画、提案コンペの実施

① 提出された企画提案書の審査を行うため、第１次審査（書類による適否審査）及び第２次審査（提案者プレゼンテーション）を実施する。

- ② 第1次審査により、不適格とされた企画提案書等は、選定対象から除外し、プレゼンテーションは行わない。なお、提出数が10件に満たない場合は、第1次審査を省略する。
- ③ プレゼンテーションの有効及び時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和3年10月27日（水）17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。
- ④ プレゼンテーションは提出していただいた企画提案書及び見積書とし、パワーポイント等の使用は不可とする。また、時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑5分以内とする。

⑤ 開催日時 令和3年11月1日（月）13時30分

⑥ 開催場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁本庁舎6階

ただし、オンライン会議システムを利用し、プレゼンテーションを実施する場合がある。

- ⑦ 事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を選定したうえで、当該優秀提案者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。
- ⑧ その他 プレゼンテーションは、提案のあった企画提案書、見積書によるものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともにホームページにて公開する。

(5) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、見積書の提出により委託契約を締結する。

11 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和3年10月18日（月）17時00分まで

(2) 質問の提出方法

書面持参、電子メールにて質問を受け付ける。

なお、質問文書には、組織名のほか、回答を受ける組織窓口の部課名、氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記する。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・ 企画内容に関する照会
- ・ 他の応募者の提案書提出状況に関する質問。
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

(4) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部みどり共生推進課 横井  
電 話 : 059-224-2513  
F A X : 059-224-2070  
Email : midori@pref.mie.lg.jp

(5) 回答方法

受け付けた質問に対する回答については、令和3年10月20日(水)17時までに、原則三重県ホームページに記載する。

## 12 契約方法に関する事項

- (1) 消費税、地方消費税及び県税に未納がある場合、契約を締結することができません。
- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項1号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てます)とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (5) 契約金額の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項に定めるところによります。

- (6) 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 契約は、三重県農林水産部みどり共生推進課において行います。

### 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除できるものとします。

### 14 不要介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団関係等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 15 その他

- (1) 提案コンペ及び契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (4) 提出のあった各提案書は、返還しない。
- (5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して、三重県個人情報保護条例に個人情報の取扱いについて罰則規定があるの

で留意すること。

16 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課 横井

電話：059-224-2513

F A X：059-224-2070

Email：[midori@pref.mie.lg.jp](mailto:midori@pref.mie.lg.jp)